問題行動が起こった場合の対応

竹松小生活指導部

問題が発生・問題の発見

その場での対応が可能かつ効果的

解決に向けて対応

場合によっては保護者連絡
児童の担任　等

関係職員等に経過報告
児童の担任，学年
生活指導主任
管理職
場合によっては全職員で情報共有

要相談事案

・いじめ事案
・学級間や学年間のトラブル
・けがが伴うトラブル
・金銭，メディア等のトラブル
・物の紛失・破損等のトラブル
・地域でのトラブル
・学校全体に関わるトラブル

学年間で問題の詳細を把握

けが有り

保健室へ
けがの応急処置

生活指導主任へと報告
対応策を協議

生活指導部内で協議
対応策を検討

管理職へと報告・連絡・相談・経過報告
対応方法を確認

ケース会議の実施
SC の活用　等

緊急を要する場合

大けが

校長の許可を経て
１１９番通報

関係機関へ連絡
・市教委
・SSW，児相
・警察，消防
等

解決に向けて対応
複数人で対応（聞き役・メモ役　等）

保護者へ連絡
状況を説明

頭部のけが，友達間のトラブル，警察や消防，救急車への通報は，必ず直ちにつながるまで連絡を取る。（つながらなければ勤務先に！）

＜対応時の留意点＞
・基本的には，【学年】⇒【生活指導主任】⇒【管理職】の流れとなる。
・管理職への「報告」，「連絡」，「相談」，「経過報告」が大切。
・聞き取りや指導は，一人で抱え込まずに複数人で対応する。
・問題行動発生時の保護者連絡は，必ず「つながるまで」連絡する。